

## 1 事業名

所沢市国民健康保険税条例の一部改正

## 2 事業の概要

国民健康保険税について、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づく段階的な保険税水準の統一化が進められていること及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い子ども・子育て支援金制度が創設されることから、保険税率等の見直し及び子ども・子育て支援納付金分の追加を所沢市国民健康保険運営協議会へ諮問し、その答申を踏まえ検討した結果、令和8年度分からの保険税率等の変更及び子ども・子育て支援納付金分の追加をするため、所要の改正を行うものである。

### 【改正概要】

#### (1) 保険税率等の変更

区分		現行	改正後
医療給付費分	所得割税率	6.96%	8.51%
	均等割額	41,300円	43,065円
	賦課限度額	65万円	66万円
後期高齢者支援金等分	所得割税率	2.67%	3.22%
	均等割額	16,000円	12,885円
	賦課限度額	24万円	26万円
介護納付金分	所得割税率	2.41%	2.77%
	均等割額	17,000円	17,354円
	賦課限度額	17万円	変更なし

#### (2) 子ども・子育て支援納付金分の追加

- ・所得割税率：0.24%
- ・均等割額：1,710円
- ・18歳以上均等割額：121円
- ・賦課限度額：規定なし（地方税法第703条の4第37項の政令で定める金額が未整備であるため）

### 3 他自治体の類似する政策等

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づく令和9年度の準統一に向け、県内の他自治体においても、保険税率等の改定を進めている。

また、子ども・子育て支援納付金分の追加については、法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

### 4 市民参加の実施の有無とその内容

所沢市国民健康保険運営協議会における審議

### 5 関係法令、基本計画との整合性

地方税法、地方税法施行令、国民健康保険法、子ども・子育て支援法、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）

### 6 事業費及びその財源等

なし

### 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・資料1 令和8年度の所沢市国民健康保険税の改正について
- ・資料2 税率改正後の影響額別世帯数
- ・資料3 税率改正によるモデル世帯別影響額
- ・資料4 法定賦課限度額（国）の推移
- ・資料5 国民健康保険特別会計收支状況
- ・資料6 年齢階層別被保険者及び総世帯数の推移
- ・資料7 世帯状況表

## 議案第28号 所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## (課税額)

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及  
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2)・(3) 略

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とす

## (課税額)

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及  
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2)・(3) 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とす

る。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条、第6条及び第7条の2において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.51を乗じて算定する。

2 略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について43,065円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.22を乗じて算定する。

る。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（次条及び第6条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.96を乗じて算定する。

2 略

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第3条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.67を乗じて算定する。

第4条 削除

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について41,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,885円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.77を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について17,354円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,710円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について121円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エに掲

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について16,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.41を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について17,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 30,146円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,020円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,148円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 28,910円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,200円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,900円

主を除く。) 1人について 1, 197円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 21, 533円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6, 443円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8, 677円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 855円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8, 613円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20, 650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8, 000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8, 500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8, 260円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除

く。) 1人について 2, 577円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3, 471円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 342円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯	<u>6, 459円</u>
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯	<u>10, 766円</u>
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯	<u>17, 226円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	<u>21, 532円</u>

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯	<u>1, 932円</u>
イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯	<u>3, 221円</u>
ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯	<u>5, 154円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	<u>6, 442円</u>

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

く。) 1人について 3, 200円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3, 400円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯	<u>6, 195円</u>
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯	<u>10, 325円</u>
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯	<u>16, 520円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	<u>20, 650円</u>

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯	<u>2, 400円</u>
イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯	<u>4, 000円</u>
ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯	<u>6, 400円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	<u>8, 000円</u>

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

は、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。

- (1) 略
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4)～(6) 略
- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

#### 附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは

は、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。

- (1) 略
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の2の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4)～(6) 略

#### 附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは

るの「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は

「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金

「山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

「山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金

林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

## 令和8年度の所沢市国民健康保険税の改正について

### ■ 改正の背景

平成30年度に国民健康保険が都道府県単位化され、都道府県は財政運営の責任主体となり、国民健康保険の安定的な運営を図るために国民健康保険運営方針を策定している。

令和5年12月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)(以下「県運営方針」という。)」内の保険税水準の完全統一の目標年度が令和12年度とされ、それに先立ち令和8年度には法定外繰入の解消、令和9年度には県標準保険税率に市町村ごとの収納率を勘案した「市町村標準保険税率」とする「準統一」としていくこととされている。

加えて、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき創設されることとなった「子ども・子育て支援金制度」により、令和8年度から、国民健康保険税の中に「子ども・子育て支援納付金分」を追加して賦課・徴収することが必要となつた。

このため、本市では県運営方針に沿って保険税水準の統一化を進めて行くとともに、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を設けて賦課・徴収するため、税率等の改正を行うものである。

### ■ 税率・賦課限度額の変更と新たな区分の内容

- ① 医療給付費分の所得割税率及び均等割額を引き上げる。
- ② 医療給付費分の賦課限度額を引き上げる。
- ③ 後期高齢者支援金等分の所得割税率を引き上げ、均等割額を引き下げる。
- ④ 後期高齢者支援金等分の賦課限度額を引き上げる。
- ⑤ 介護納付金分の所得割税率及び均等割額を引き上げる。
- ⑥ 子ども・子育て支援納付金分の所得割税率、均等割額及び18歳以上均等割額を追加する。

### ■ 税率新旧対照表

#### (1) 医療給付費分(全ての国保加入者に課税)

	令和7年度	令和8年度	比較
所得割税率 (前年の所得に応じて算定)	6. 96%	8. 51%	1. 55%
均等割額 (1人当たり年額)	41, 300円	43, 065円	1, 765円
賦課限度額	65万円	66万円	1万円

(2)後期高齢者支援金等分(全ての国保加入者に課税)

	令和7年度	令和8年度	比較
所得割税率 (前年の所得に応じて算定)	2. 67%	3. 22%	0. 55%
均等割額 (1人当たり年額)	16, 000円	12, 885円	△3, 115円
賦課限度額	24万円	26万円	2万円

(3)介護納付金分(40歳から64歳までの国保加入者に課税)

	令和7年度	令和8年度	比較
所得割税率 (前年の所得に応じて算定)	2. 41%	2. 77%	0. 36%
均等割額 (1人当たり年額)	17, 000円	17, 354円	354円
賦課限度額	17万円	17万円	—

(4)子ども・子育て支援納付金分(国保加入者に課税)

	令和7年度	令和8年度	比較
所得割税率 (前年の所得に応じて算定)	—	0. 24%	0. 24%
均等割額 (1人当たり年額)	—	1, 710円	1, 710円
18歳以上均等割額 (1人当たり年額)	—	121円	121円
賦課限度額 ※	—	—	—

※ 地方税法施行令が公布されていないため未定

## 【合計】

	令和7年度	令和8年度	比較
所得割税率 (前年の所得に応じて算定)	12. 04%	14. 74%	2. 70%
均等割額 ※ (1人当たり年額)	74, 300円	75, 135円	835円
賦課限度額 (子ども・子育て支援納付金分を除く。)	106万円	109万円	3万円

※ 18歳以上均等割額を含む。

## ■賦課限度額の改定

国民健康保険の被保険者は、低所得者層が多く、保険税収入を増やすことが難しい一方で、高齢者の割合が高く医療にかかることが多いことに加え、医療の高度化などから一人当たりの医療費の増加が続いているという構造的な課題がある。賦課限度額を引き上げることは、高所得者層へ負担を求める事となるが、歳入の確保や保険税の負担の公平性を図ることができる。

現在、本市では、地方税法施行令で賦課限度額の改定が行われたのち、運営協議会の諮問・答申を経て1年遅れで法定額に改定しているが、県運営方針では、準統一の令和9年度には賦課限度額を法定どおりとするとしている。

なお、令和8年度から追加する子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は、地方税法施行令の改正時期及び内容を踏まえ、対応するものである。

## 税率改正後の影響額別世帯数

令和7年10月31日現在  
(課税世帯数)

世帯人数	影響額			計
	1円以上 2万5千円 以下	2万5千円 超5万円 以下	5万円超	
1人世帯	26,279	5,001	4,168	35,448 73.8%
2人世帯	4,050	2,299	2,847	9,196 19.1%
3人世帯	857	396	934	2,187 4.6%
4人世帯	250	118	497	865 1.8%
5人超世帯	62	51	206	319 0.7%
計	31,498	7,865	8,652	48,015 100.0%
	65.6%	16.4%	18.0%	100.0%

令和7年本算定ベースの影響世帯数

同一年度内に喪失後再取得があった場合、システム上2世帯としてカウントしている。

## 税率改正によるモデル世帯別影響額

**ホームページ掲載のモデル世帯 40歳代夫婦と10歳代子2人**

**夫(給与収入300万円)、妻(給与収入140万円)**

単位:円

	所得割額	均等割額	合計
令和7年度(現行)	241,800	263,200	505,000
令和8年度	296,100	265,500	561,600
現行税率との差	54,300	2,300	56,600

**70歳代1人世帯 (年金収入200万円) 2割軽減が適用** 単位:円

	所得割額	均等割額	合計
令和7年度(現行)	45,200	45,800	91,000
令和8年度	56,200	46,100	102,300
現行税率との差	11,000	300	11,300

**65歳以上夫婦 夫(年金収入200万円)、妻(年金収入80万円)**

**5割軽減が適用** 単位:円

	所得割額	均等割額	合計
令和7年度(現行)	45,200	57,300	102,500
令和8年度	56,200	57,800	114,000
現行税率との差	11,000	500	11,500

**70歳代1人世帯 (年金収入110万円) 7割軽減が適用** 単位:円

	所得割額	均等割額	合計
令和7年度(現行)	0	17,100	17,100
令和8年度	0	17,200	17,200
現行税率との差	0	100	100

## 資料 4

### 法定賦課限度額(国)の推移

適用年度	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合 計
平成7年度	52万円			52万円
平成9年度	53万円			53万円
平成12年度	53万円		7万円	60万円
平成15年度	53万円		8万円	61万円
平成18年度	53万円		9万円	62万円
平成19年度	56万円		9万円	65万円
平成20年度	47万円	12万円	9万円	68万円
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円
令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円
令和6年度	65万円	24万円	17万円	106万円
令和7年度	66万円	26万円	17万円	109万円

※ 介護納付金分は平成12年度、後期高齢者支援金等分は平成20年度より課税開始となった。

※ 現在の所沢市国民健康保険税賦課限度額は、令和6年度法定賦課限度額を適用している。

## 国民健康保険特別会計収支状況

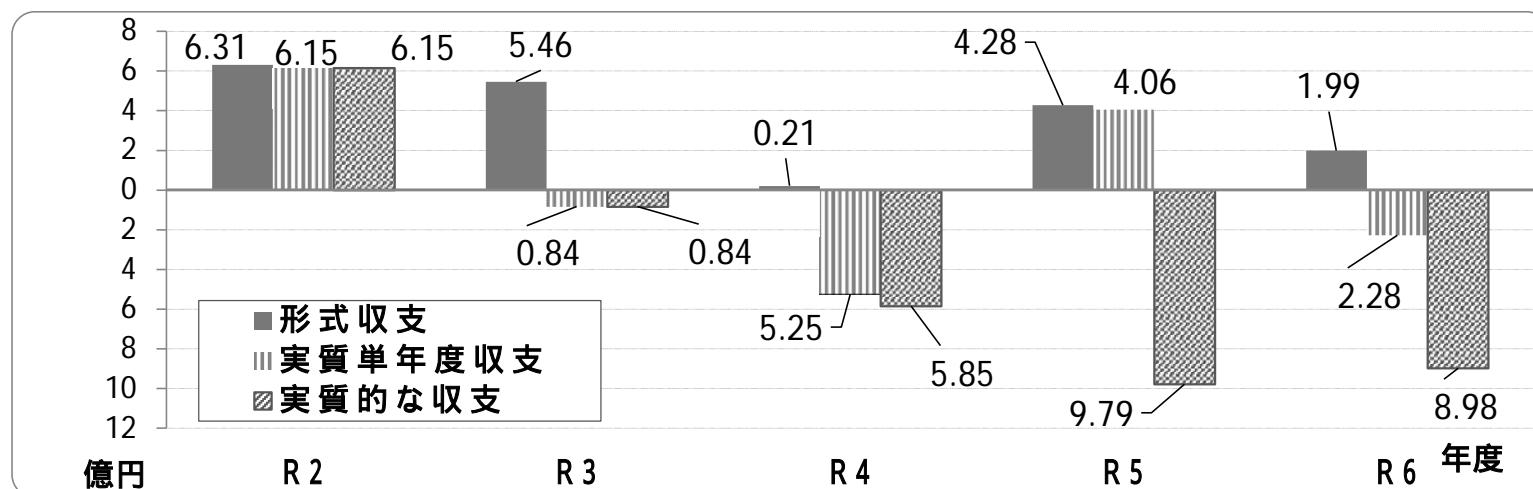
単位：円

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入(決算額)	30,489,722,220	32,313,972,996	31,286,779,857	30,910,548,164	30,799,517,299
歳出(決算額)	29,858,204,571	31,767,010,943	31,265,378,012	30,482,177,979	30,599,583,796
形式収支	631,517,649	546,962,053	21,401,845	428,370,185	199,933,503
繰越金	15,960,971	631,517,649	546,962,053	21,401,845	428,370,185
基金繰入金	15,960,971	631,536,865	547,485,339	21,820,996	428,401,894
基金積立金	15,980,187	632,040,935	547,381,204	21,433,554	428,370,185
法定外繰入金	0	0	60,000,000	1,386,098,000	670,000,000
一般会計繰出金	0	0	0	0	0
実質単年度収支	615,575,894	84,051,526	525,664,343	406,580,898	228,468,391
実質的な収支	615,575,894	84,051,526	585,664,343	979,517,102	898,468,391

$$\text{形式収支} = \text{歳入(決算額)} - \text{歳出(決算額)}$$

$$\text{実質単年度収支} = \text{形式収支} - \text{繰越金} - \text{基金繰入金} + \text{基金積立金} + \text{一般会計繰出金}$$

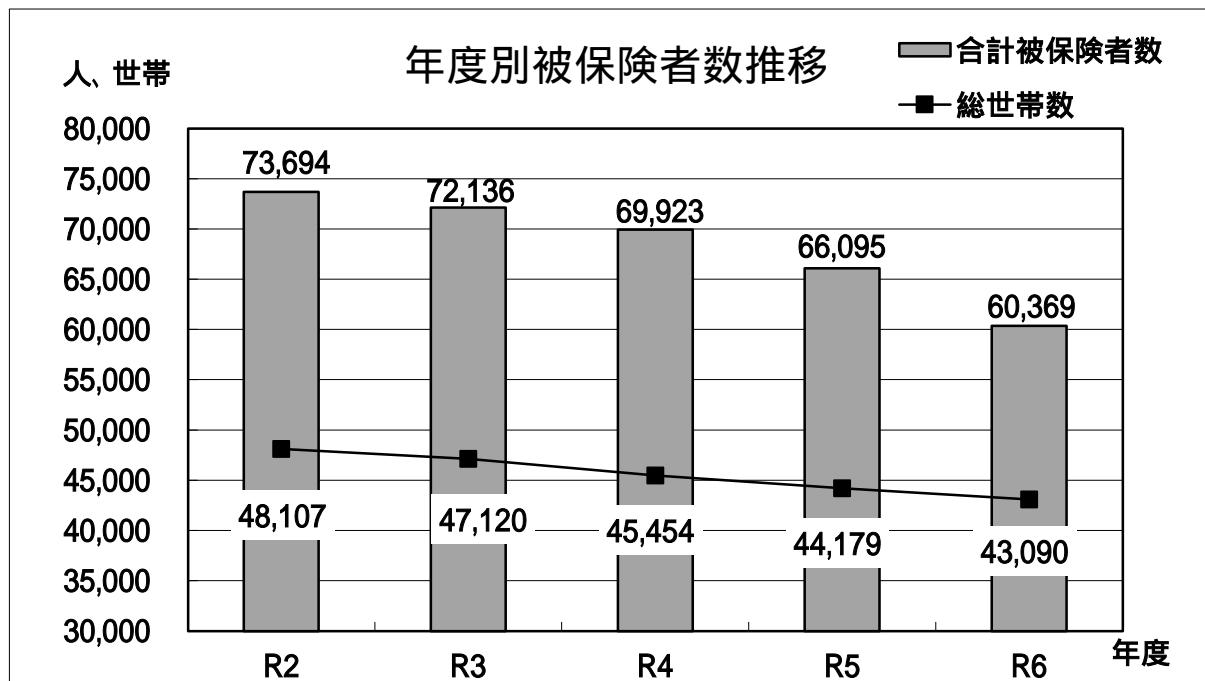
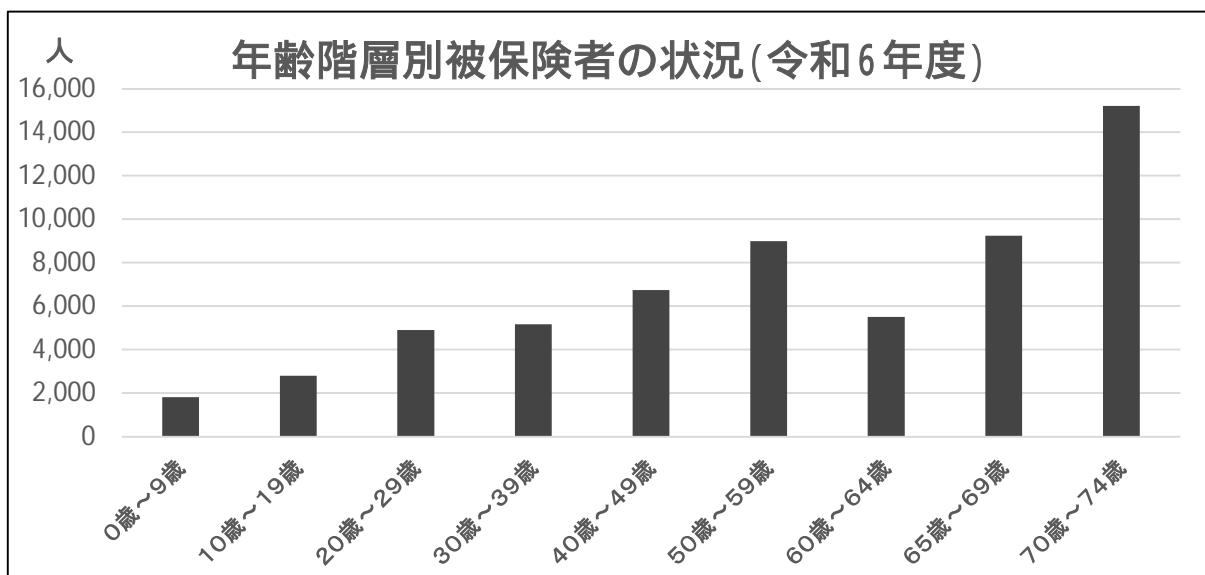
$$\text{実質的な収支} = \text{実質単年度収支} - \text{法定外繰入金}$$



## 年齢階層別被保険者及び総世帯数の推移

各年度末時点での実数  
(単位:人、世帯)

年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳～9歳	2,559	2,355	2,236	2,135	1,821
10歳～19歳	3,471	3,291	3,161	3,068	2,793
20歳～29歳	5,431	5,194	5,163	4,831	4,900
30歳～39歳	6,313	6,036	5,836	5,507	5,168
40歳～49歳	8,700	8,346	7,991	7,542	6,742
50歳～59歳	8,891	9,008	9,194	9,172	8,984
60歳～64歳	6,120	5,964	5,787	5,609	5,501
65歳～69歳	13,302	12,036	11,244	10,320	9,244
70歳～74歳	18,907	19,906	19,311	17,911	15,216
合計被保険者数	73,694	72,136	69,923	66,095	60,369
総世帯数	48,107	47,120	45,454	44,179	43,090



# 世帯状況表

令和7年10月31日現在  
(課税世帯数)

総所得	世帯数	世帯内の被保険者数				
		1人	2人	3人	4人	5人以上
1,000万円超	669	233	258	93	50	35
1,000万円以下 900万円超	123	45	43	19	10	6
900万円以下 800万円超	165	56	58	28	19	4
800万円以下 700万円超	241	97	86	29	22	7
700万円以下 600万円超	359	146	129	46	27	11
600万円以下 500万円超	467	196	166	61	34	10
500万円以下 400万円超	951	409	326	125	71	20
400万円以下 300万円超	1,772	900	577	182	83	30
300万円以下 200万円超	3,767	2,083	1,220	278	134	52
200万円以下 100万円超	7,826	5,029	2,238	386	131	42
100万円以下 0円超	10,712	7,850	2,207	481	123	51
0円	20,963	18,404	1,888	459	161	51
合 計	48,015	35,448	9,196	2,187	865	319
	(100%)	(73.8%)	(19.1%)	(4.6%)	(1.8%)	(0.7%)